

〈療養費支給申請書の記入上の注意〉

この申請書は、健康保険証を提示できなかつたとき、海外で診療を受けたとき、医師の指示でコルセット・治療用眼鏡等の治療用装具を作製・装着したときなど、止むを得ず治療費を全額自費で支払った場合に、健康保険負担分の払い戻し申請をするものです。（通勤途上、業務上の傷病は対象外です。）

必要事項を全てご記入いただき申請に必要な書類を添えて当組合まで申請してください。
組合による支給審査後、給付金の支払いとともに支給決定通知書をお送りします。

※申請はすべて被保険者本人名義で行ってください。扶養家族に関する申請の場合も、「上記のとおり申請します。」の住所氏名欄には被保険者本人の住所氏名を、給付金の振込先口座記入欄には被保険者本人名義の口座を記入してください。

※傷病の原因が第三者行為（交通事故など）によるものであるときは、別に「第三者行為による傷病届」の提出が必要になりますので、当組合（03-3666-8842）までご連絡ください。

※添付書類は原本を提出してください。書類の返却は行いません。療養費の支給を受けた残りの自己負担分について自治体から補助を受けるなど、当組合に提出した書類（領収証など）が必要となる場合は、療養費申請の際にお申し出ください。必要な書類について当組合で原本と相違ない旨の証明をした写しを発行し、支給決定通知書とともに後日お送りします。

◆保険証を提示できなかつたとき(立替払)、海外で診療を受けたとき(海外療養費)◆

申請は患者が受診した医療機関や薬局、月などの単位で行います。（同月内に複数の医療機関にかかった場合、同じ医療機関でも数ヶ月にわたって診療を受けた場合、家族のうち複数の人の申請をする場合などは、申請書を分けて複数作成することになります。）

申請書提出の際の添付書類について

- ・立替払の場合
 - ・治療費の領収証の原本
 - ・診療報酬明細書（レセプト）の写し

- ・海外療養費の場合
 - ・治療費の領収証の原本
 - ・診療内容明細の原本
 - ・海外での療養を担当した医療機関等に照会を行うことの同意書（用紙は当組合にあります）
 - ・海外に渡航した事実が確認できる書類の写し（旅券や航空券、査証等）

を添付してください。診療内容明細については、検査・処置の内容や使用した薬品名など保険診療の際の「レセプト」と同じ内容が記載されていれば、医療機関独自の様式のものでもかまいません。

※海外療養費の支給については、治療内容を日本の健康保険制度に基づく診療報酬体系に当てはめ、その内で健康保険負担分に相当する額が払い戻されます。よって**実際に支払った金額と払い戻される金額との間に大きな開きが生じる場合があります**。また、**止むを得ない受診に相当しないもの（治療目的で海外に渡った場合等）、健康保険が適用外のもの（健康診断、予防接種、文書料など）は対象外です**。

◆医師の指示で治療用装具を作製したとき◆

〈支給対象となる主な治療用装具〉

- ・コルセット
- ・悪性腫瘍術後に発生するリンパ浮腫治療のための弾性着衣
- ・9歳未満の小児弱視・斜視・先天性白内障術後の屈折矯正のための治療用眼鏡・コンタクトレンズ
- ・スティーヴンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症治療用の輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ

申請書提出の際の添付書類について

- ・コルセット・眼鏡等の代金領収証および明細書（仕様書）
- ・医師が作成した「装具装着証明書」（コルセット等の治療用装具の作製を指示する診断書）
または「治療用眼鏡等の作製指示書」（治療用眼鏡を作製するとき）
- ・靴型装具の申請の場合は、当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）

の**原本**を添付してください。（書類の名称は医療機関によって若干異なります）
（治療用眼鏡・コンタクトレンズの作成指示書については写し可）

申請書の「診療又は手当を受けた期間」および「診療又は手当に要した費用の額」の欄には、コルセット・眼鏡等の代金領収証の日付・金額を記入してください。

また領収証の日付が**医師の指示日以降（同日可）**であること、眼鏡作製の場合は領収証に「**治療用眼鏡**代金」としての但し書きがあることと作製指示書に傷病名および検査結果の記載があることを確認してください。

※治療用装具に対する療養費の支給に関しては、装具作製の頻度や個数に制限があります。